

## ⑫2024年度 町田市立鶴川第三小学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

### I いじめ防止等における基本理念

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識のもと、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていく。

### II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

#### 1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

##### 〈具体的な学校の取組〉

- ① 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図る
  - ・自分も相手も大切にしていく人権意識の高揚
  - ・相手を思いやる心、生命を大切にする心、自己肯定感等の心の醸成
  - ・特別の教科道徳の授業の充実、道徳地区公開講座の実践
  - ・ふれあい月間（6月・11月・2月）の取組
- ② 心を育む体験活動
  - ・縦割り班活動（縦割り集会 縦割り遠足 縦割り班挨拶運動）
  - ・子どもまつり
  - ・連合運動会
  - ・委員会・クラブ活動の充実
  - ・生活科・総合的な学習での体験活動 SDGsへの取組
- ③ 情報モラル教育の推進
  - ・鶴三小ネットルールの定着（家庭との連携 セーフティ教室の実施等）
- ④ 家庭や地域と連携した未然防止の取り組み
  - ・保護者会等でいじめの指導や相談体制について説明。
  - ・個人面談にて、保護者との情報共有（7月・12月）
  - ・学校運営協議会の実施

## 2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

### 〈具体的な学校の取組〉

- ① 心のアンケートの実施・活用（小さな変化も見逃さない）
  - ② 生活指導夕会（金曜日）・生活指導部会・校内委員会での情報共有
  - ③ 5年生全児童スクールカウンセラー面接実施・hyperQ-U の実施
  - ④ 教育相談体制の充実
    - ・教師と児童の温かい人間関係づくり、保護者との信頼関係づくり等どのようなことでも相談しやすい環境を整える。
    - ・スクールカウンセラーとの連携
    - ・相談窓口の紹介
  - ⑤ 「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応
    - ・「学校いじめ対応チーム」の月1の実施
    - ・日々の情報交換
    - ・学年単位での組織的な指導
  - ⑥ 教職員の研修体制
    - ・職員会議、職員夕会、研修会等での計画的な研修の実施
- ※いじめ総合対策【第2次】上下巻

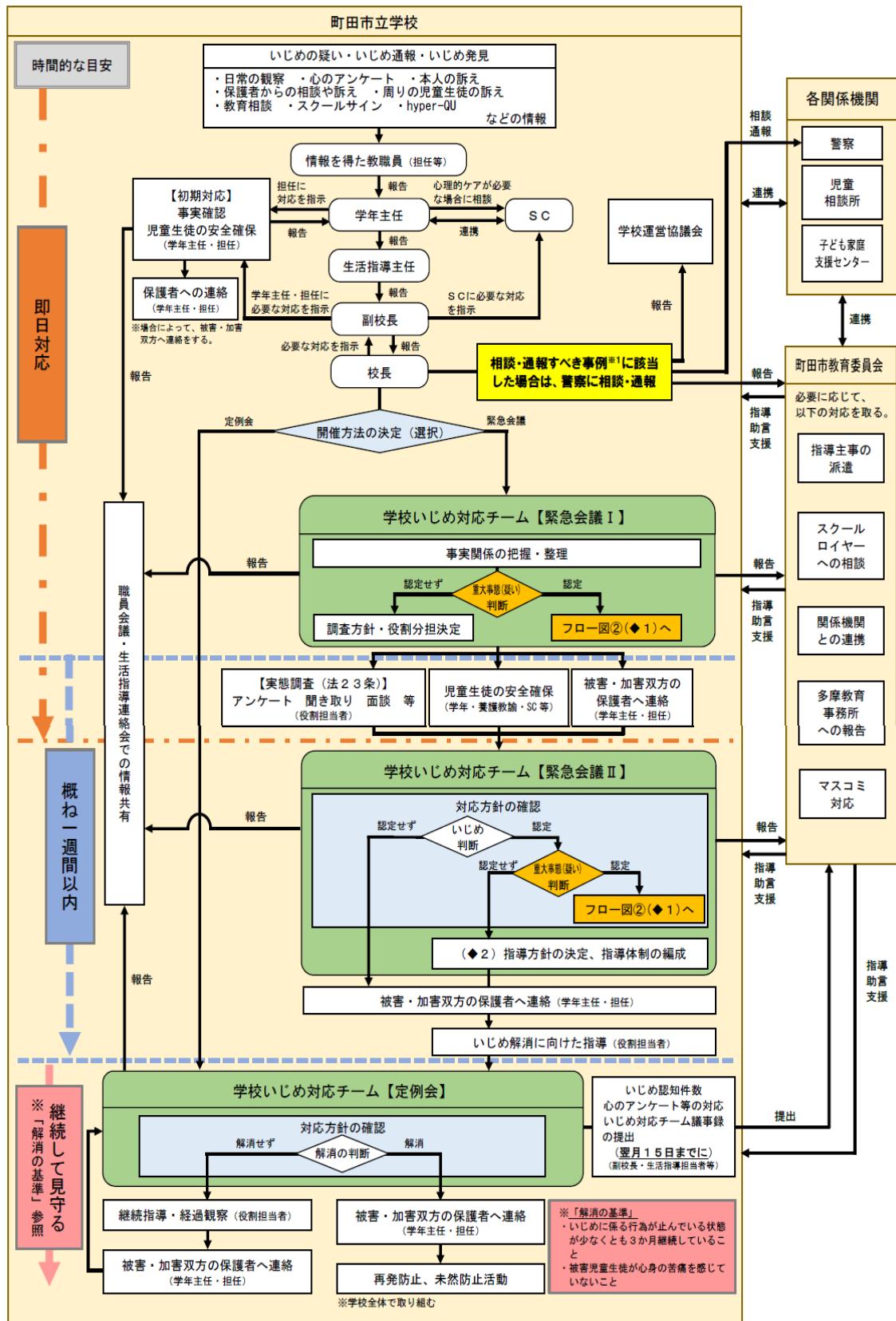
## 3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

### 〈具体的な学校の取組〉

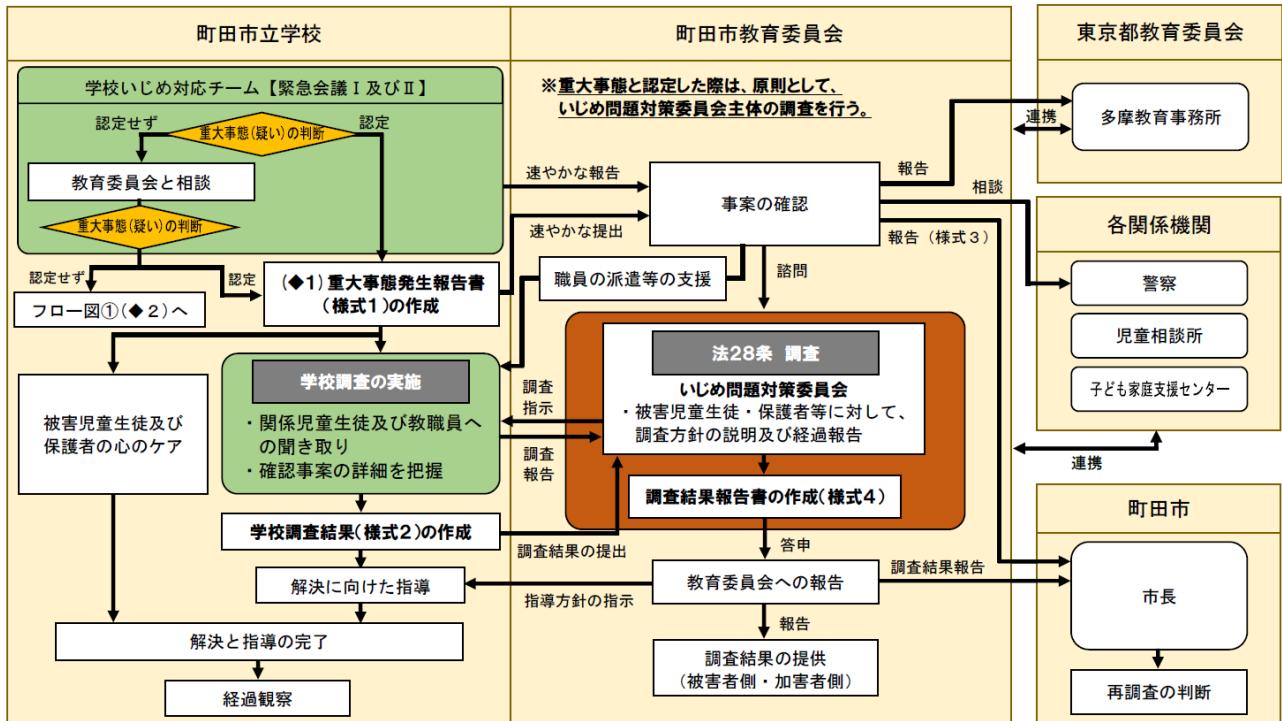
- ① いじめを認識したら「いじめ対応チーム」を中心に組織的に対応をする。
- ② 被害児童を守り、加害児童には教育的配慮のも毅然とした姿勢で指導・支援を行う。
- ③ 教職員の共通理解、保護者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や警察、児童相談所等関連機関、保護者、地域住民との連携のもとで取り組む。

### III いじめ対応の具体的な取組と流れ



※1 相談・通報すべき事例 (令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警戒との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)	
暴行	ゲームや忍びざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボンを脱がす。 自殺関与 同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)
傷害	感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。 名誉棄損、侮辱 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に匿名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。
強要	断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。 恐喝 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗	靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。 児童ポルノ提供等 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己的スマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的な好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。
器具損壊等	自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。
強制	度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。
脅迫	本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。 私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ



## IV いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取 組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び 関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る 」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び校 内体制の編成	○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 子どもへの指導及び 保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに に真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び 継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

## V 鶴川第三小学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	( )	副校長	( )
生活指導主任	( )	主幹教諭	( )
1年学年主任	( )	3年学年主任	( )
6年担任	( )	教育相談担当	( )
専科教諭	( )	特別支援教育 コーディネーター	( ) ( )
特別教室専門員	( )	養護教諭	( )
サポートルーム教諭	( )	サポートルーム教諭	( )
スクール・カウンセラー	( )	サポートルーム教諭	( )

【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談依頼したりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

## VI いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめの定義、本校のいじめ対応</li> <li>心のアンケートの有効な活用の仕方</li> <li>いじめ総合対策【第二次】の活用</li> </ul> ※4月最初の職員会議にて実施。
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活指導全体会</li> <li>情報共有と、具体的な対策</li> <li>人権プログラムの活用</li> </ul> ※夕会にて研修した後、生活指導全体会。
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な対応方法（事例を通して）</li> <li>校内状況の実態報告と、具体的な対策</li> <li>SCからの助言</li> <li>ふれあい月間の取り組みについて</li> </ul> ※校内委員会にてSCからの助言。 ※夕会にて、ふれあい月間の取り組みについてと研修。

## VII いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する道徳授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	6月	道徳	「はしのうえのおおかみ」B 親切、思いやり
	11月		「こころはっぱ」B 友情、信頼
	1月		「はなばあちゃんがわらった」B 親切、思いやり
2年	6月		「森の友達」B 友情、信頼
	11月		「ともだちやもんな、ぼくら」B 友情、信頼
	2月		「学きゅうえんのさつまいも」B 親切、思いやり
3年	6月		「一さつのおりもの」B 親切、思いやり
	11月		「たまちゃん、大すき」B 相互理解、寛容
	2月		「六べえじいとちよ」B 親切、思いやり
4年	6月		「大きな絵はがき」B 親切、思いやり
	10月		「なにかお手つだいできることはありますか」B 親切、思いやり
	2月		「ポロといっしょ」B 親切、思いやり
5年	6月		「心のレシーブ」B 友情、信頼
	11月		「最後のおくり物」B 親切、思いやり
	2月		「くずれ落ちただんボール箱」B 親切、思いやり
6年	6月		「ばかじゅん」B 友情、信頼
	11月		「みんないっしょだよー黒柳徹子」B 親切、思いやり
	2月		「言葉のおくりもの」B 友情、信頼